

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の一部改正について

当委員会では、遊漁者による太平洋くろまぐろの採捕の管理を行うため、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号（以下「指示第 79 号」という。）を発出して、遊漁による太平洋くろまぐろの採捕の管理を実施してきたところであるが、次の理由により、当該指示第 79 号を一部改正する指示として、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 86 号を発出するとともに、

- ・太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕数量に関する運用方針
- ・により太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の禁止に関する運用方針

の決定を行う。

1. 改正内容及び理由

- (1) 指示第 79 号の三に定める遊漁者が採捕可能なくろまぐろ（大型魚）の採捕数量

指示 79 号に基づき、遊漁による太平洋くろまぐろ（大型魚）の採捕は、1 人 1 月 1 尾までであったが、令和 8 年 1 月に開催された、太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議において、指示第 79 号の三に定める遊漁者が採捕可能なくろまぐろ（大型魚）の採捕数量を、1 人 1 月 1 尾から 1 人各期間 1 尾までに変更することで合意したことから、変更を行うもの。

各期間の設定は以下のとおり。

- ア 四月及び五月
- イ 六月及び七月
- ウ 八月及び九月
- エ 十月及び十一月
- オ 十二月及び一月
- カ 二月及び三月

2. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日とする。